

代理人申請による印鑑登録

代理人による申請は、不正な登録を防ぐため郵送での文書照会方式による厳格な確認を行うため、以下の手続きが必要となり、後日の交付となります。

(1) 代理人は、登録する本人から以下の書類等を預かり、窓口へお越してください。

- ① 登録する印鑑
- ② 登録する本人直筆の委任状（町指定の様式以外のもは不可）※1
- ③ 登録する本人のかわごえタウンカード（改印等で再登録する場合）※2

※1 委任事項「私の印鑑の登録申請をすること。」にチェックしてください。

また、改印等により再登録する場合は、現在の登録を廃止する必要がありますので、「私のかわごえタウンカード（印鑑登録カード）の亡失届・廃止の申請をすること。」にチェックをしてください。

※2 紛失等によりタウンカードがない場合は、再交付手数料200円が必要です。

(2) 町民保険課の窓口で、代理人に「印鑑登録申請書」をご記入いただきます。既にある印鑑登録を廃止にする場合は、「印鑑登録廃止申請書」もご記入ください。

(3) 申請書受付後、本人（登録する人）の印鑑登録の意思を確認するため、役場から本人の住所地に「照会回答書」を郵送します。

(4) 「照会回答書」の到着後、下記書類を持参し、指定の期日までにお越してください。

- ① 「照会回答書」（必ず登録する本人が署名・押印したもの）
- ② 登録する本人直筆の委任状（町指定の様式以外のもは不可）※1
- ③ 登録する印鑑
- ④ 代理人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ⑤ 再交付手数料200円（再登録する方でタウンカードを紛失した場合のみ）

※1 「私の印鑑登録をしたことに相違ない旨の回答書を提出すること。」及び「私のかわごえタウンカード（印鑑登録カード）を受領すること。」の二か所にチェックしてください。

(5) 「かわごえタウンカード（印鑑登録証）」を代理人にお渡しします。

以上で、代理人による印鑑登録の手続きは完了です。

（裏面をご覧ください）

【印鑑登録できる方】

1 本人（15歳以上の意志能力を有する方）

※成年被後見人は、必ず法定代理人（成年後見人）の同行が必要です。

2 1の本人より委任を受けた代理人

※成年被後見人は、委任状による代理人申請はできません。

【登録できない印鑑】

○同じ世帯の人が既に登録している印（印影）と同一のもの

※1人1印章1印影に限り、三文印で印影が世帯員の登録印ときわめて酷似し識別が困難な場合は登録できません。

○住民票又は戸籍に記載されている氏・名と同一であると判読できないもの

※外国人の方は、日本の文字（漢字・ひらがな・カタカナ）を用いた印影は、その文字を使った併記名もしくは通称名を登録している場合のみ登録できます。

○氏名以外の模様を付したもの

○印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの（小さすぎるもの）、

又は25mmの正方形に収まらないもの（大きすぎるもの）

○縁がない又は欠けている印鑑

○ゴム印などの変形しやすいもの など

印鑑登録について、ご不明なことはお問い合わせください。

川越町役場 町民保険課
電話 059-366-7115